



食 第 1 6 1 5 号  
令和 3 年 6 月 16 日

教育委員会教育長  
府民文化部長  
福祉部長  
商工労働部長  
環境農林水産部長  
都市整備部長

} 様

健康医療部長

食中毒防止の徹底について（通知）

日頃は、食品衛生行政の推進について格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、食中毒の多発時期を控え本年度も府内10自治体担当部局長連名により、令和3年6月15日付けで別紙のとおり、食品関係団体あて通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職におかれましても所管施設や事業所での食中毒予防に万全を期されますよう、よろしくお願いいたします。

健康医療部生活衛生室  
食の安全推進課  
監視指導グループ 青木  
TEL：06-6944-6706(直通)  
(内線：6706)  
FAX：06-6942-3910

令和3年6月15日

食品関係団体各位

大阪府健康医療部長  
大阪市健康局長  
堺市保健所長  
豊中市健康医療部長  
吹田市健康医療部長  
高槻市健康福祉部長  
枚方市健康福祉部長  
八尾市保健所長  
寝屋川市保健所長  
東大阪市保健所長

### 食中毒防止の徹底について

日頃は食品衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止対策の実施に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪府全域における令和2年の食中毒発生件数は35件（患者数605名）でした。鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒が多く発生したほか、サルモネラ属菌やぶどう球菌による食中毒も発生しており、これら細菌性食中毒については夏場を中心に発生しやすいことから、食中毒予防対策はこれからの季節において一層強化する必要があります。

貴団体におかれましては、食中毒予防の3原則について傘下協会員・組合員の方々に改めて周知徹底していただくとともに、食中毒防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されており、これにつきましても、傘下協会員・組合員の方々に周知していただくようお願いいたします。

なお、行政から随時、食品に係る健康被害に関する注意情報などを食の安全安心メールマガジンにより発信しておりますので、是非この機会に御登録（無料）いただき、皆様の食品衛生に関する知識の向上にお役立てください。

## 食中毒予防の3原則

### (1) つけない

- ア 清潔な材料を使用する。
- イ 野菜及び果物を加熱せずに提供する場合は、流水で十分洗浄し、必要に応じて殺菌を行った後、流水で十分すすぎ洗いを行う。
- ウ 手洗いを十分に行う。
- エ 食器・調理器具類は、使用后殺菌消毒し、衛生的に保管する。
- オ ネズミ、ゴキブリ、ハエ等の衛生害虫を駆除する。

### (2) 増やさない

- ア 速やかに調理・提供し、早く喫食してもらう。
- イ 食品は表示された保存温度のとおり保管する。

### (3) やっつける

加熱する必要があるものは、中心部まで十分に加熱する。目安は中心部75℃1分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90℃で90秒間以上)。

### (参考)

- ・食品衛生法の改正について(別添リーフレット参照)

食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日法律第46号)が公布されました。主な変更点は、原則として全ての食品等事業者を対象としたHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設、食品等のリコール情報の報告の義務化です。

詳しくは厚生労働省ホームページを御参照ください。

「食品衛生法の改正について」(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

「HACCP(ハサップ)」(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/haccp/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html)

- ・大阪府食の安全安心メールマガジンの登録方法

(携帯電話・スマートフォンからも登録できます。)

- ①「osakashoku@req.jp」へ空メールを送信してください。
- ② 折り返しメールが届きますので、記載されたURLにアクセスして必要事項を記入のうえ、送信してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/magajin/> (大阪府ホームページ)

# 食品衛生法が改正されました

## 令和3年6月1日施行

- 食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- 食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行します。
- 営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続きが可能です。（詳細は裏面）

ハザップ

### “HACCPに沿った衛生管理”を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模営業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

#### HACCP（ハザップ）

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

### “営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設



#### 営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。既存の営業者には業種に応じて、経過措置があります。

##### 経過措置（例）

- ・新たに営業許可業種となる業種の営業者で、令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、営業許可の取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です（下記の届出業種となる場合は届出不要です）。

#### 営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業届出を行ってください。なお、許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

##### 経過措置（例）

- ・令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

### 食品等の“リコール情報”の報告を義務化



営業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。営業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。

# 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

**iPhone (Safari) の場合**

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

**Android (Chrome) の場合**

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

## Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

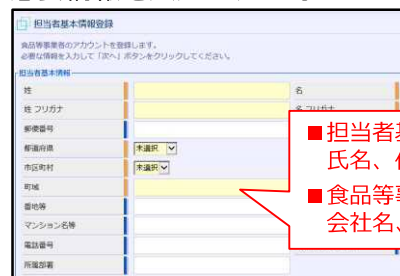
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報  
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報  
会社名、住所、連絡先等

## Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 目的の項目を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)

